

指定項目についての「総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」を定める環境省告示

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

○化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（環境一三四）

○窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（同一三五）

○りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（同一三六）

〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産関係

一
三
三六
三

COD (化学的酸素要求量)

告 示

○環境省告示第百三十四号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第二号）第一条の五第三項の規定に基づき、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定め、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十三年十二月環境省告示第七十四号）は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る C_c 、 C_{co} 、 C_{ci} 及び C_{cj} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

平成十八年十月十三日
環境大臣 若林 正俊

化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

一 この告示で使用する用語は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）で使用する用語の例による。

二 水質汚濁防止法施行規則（以下「規則」という。）第一条の五第三項の環境大臣が定める業種その他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第百七十一号）別表第二号八に掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては別表第一、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項に規定する区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げるとおりとする。この場合において、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

三 規則第一条の五第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては別表第一、瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、 C_c 及び C_{co} の値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(1)の(i)に掲げる値以上(ii)に掲げる値以下とし、 C_{ci} の値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(2)の(i)に掲げる値以上(ii)に掲げる値以下とし、 C_{cj} の値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(3)の(i)に掲げる値以上(ii)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であつて、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内において C_c 、 C_{co} 、 C_{ci} 及び C_{cj} の値を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場につき C_c 、 C_{co} 、 C_{ci} 及び C_{cj} の値を別に定めるときは、この限りではない。

別表第一

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 〔単位：リットルにつき〕 〔ミリグラム〕			備考
		(1)	(2)	(3)	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	三〇	八五	三〇	
一四	水産食品製造業（整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	四〇	六〇	四〇	
一三	冷凍水産食品製造業	四〇	五〇	四〇	
一二	冷凍水産物製造業	三〇	五〇	三〇	
一一	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	四〇	三〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三〇	四〇	三〇	
九	寒天製造業	八〇	一一〇	八〇	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	四〇	五〇	四〇	
七	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	四〇	六〇	四〇	
六	乳製品製造業	三〇	五〇	三〇	
五	肉製品製造業	四〇	五〇	四〇	
四	非金属鉱業	二〇	三〇	二〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	七〇	六〇	
二	畜産農業	七〇	一一〇	七〇	
一	業種その他の区分	(イ)	(ロ)	(ハ)	
					平成八年九月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（以下「特定排水の量」とする。）は、第三欄(イ)及び(ロ)の値はそれぞれ、四〇とする。

一六	野菜漬物製造業	四〇	八〇	四〇	
一七	味そ製造業	七〇	八〇	七〇	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	七〇	八〇	七〇	
一九	うま味調味料製造業	二〇	三〇	二〇	
二〇	ノース製造業	三〇	四〇	三〇	
二一	食酢製造業	四〇	六〇	四〇	
二二	砂糖精製業	四〇	八〇	四〇	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	五〇	九〇	五〇	
二四	小麦粉製造業	三〇	四〇	三〇	
二五	パン製造業	三〇	五〇	三〇	
二六	生菓子製造業	四〇	六〇	四〇	
二七	ビスケット類・干菓子製造業	四〇	五〇	四〇	
二八	米菓製造業	四〇	六〇	四〇	
二九	パン・菓子製造業（整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。）	四〇	五〇	四〇	
三〇	植物油製造業	四〇	六〇	四〇	
三一	動物油脂製造業	四〇	五〇	四〇	
三二	食用油脂加工業	四〇	五〇	四〇	
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	五〇	六〇	五〇	
三四	穀類でんぷん製造業	五〇	六〇	五〇	
三五	めん類製造業	三〇	七〇	三〇	
三七	豆腐・油揚げ製造業	三〇	六〇	三〇	
三八	あん類製造業	六〇	七〇	六〇	
三九	冷凍調理食品製造業	三〇	五〇	三〇	

一一五	一一四	一一三	一一二
油脂族系中間物製造業	石油化学系基礎製 品製造業(整理番 前項までの掲げら ものを除く)	石油化学系基礎製 品製造業(有機化 学工業製品製造工 程(脂肪酸系中間 物製造工程、環式 染料、顔料、合成 樹脂、有機顔料製 造工程、有機顔料 製造工程)及び合 成ゴム製造工程を 除く)	石油化学系基礎製 品製造業(合成ゴ ム製造工程に係る もの)
六〇	六〇	五〇	四〇
七〇	七〇	六〇	五〇
六〇	四〇	五〇	四〇
七〇	五〇	六〇	五〇
五〇	四〇	五〇	四〇
六〇	五〇	六〇	五〇
(二) 同一の製造工程に おける同一の順序 に従って製造する もの	(一) 同一の製造工程に おける同一の順序 に従って製造する もの	(一) 同一の製造工程に おける同一の順序 に従って製造する もの	(一) 同一の製造工程に おける同一の順序 に従って製造する もの

一一一	一一〇	一一九	一一八	一一七	一一六
合成ゴム製造業	プラスチック製造業	染料・有機顔料製 造業	環式中間物・合成 染料・有機顔料製 造業	発酵工業	メタン誘導品製造 業
四〇	三〇	五〇	二〇	二〇	三〇
五〇	四〇	一〇〇	一三〇	一三〇	四〇
四〇	二〇	五〇	二二〇	一一〇	三〇
五〇	三〇	八〇	一三〇	一二〇	四〇
四〇	二〇	三〇	二二〇	一一〇	二〇
五〇	三〇	四〇	一三〇	一二〇	三〇
(一) 同一の製造工程に おける同一の順序 に従って製造する もの	(二) 同一の製造工程に おける同一の順序 に従って製造する もの	(一) 同一の製造工程に おける同一の順序 に従って製造する もの	(一) 同一の製造工程に おける同一の順序 に従って製造する もの	(一) 同一の製造工程に おける同一の順序 に従って製造する もの	(一) 同一の製造工程に おける同一の順序 に従って製造する もの

二二四	ごみ処理業	三〇	七〇	三〇	四〇	三〇	四〇	を処理するものに あつては、第三欄 の(1)及び(2)の 値(1)及び(2)の 並べられ、その 五〇、一〇〇、 とする。
二二五	廃油処理業	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇	
二二六	産業廃棄物処理業 (前項に掲げるもの を除く)	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇	
二二七	死亡獣畜取扱業	四〇	五〇	四〇	五〇	四〇	五〇	
二二八	と畜場	四〇	六〇	四〇	六〇	四〇	五〇	
二二九	中央卸売市場	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇	
二三〇	地方卸売市場	二〇	四〇	二〇	三〇	二〇	三〇	
二三二	試験研究機関(規則 第一條の二各号 に掲げるものをい う)	二〇	五〇	二〇	三〇	二〇	三〇	
二三三	整理番号二の項か ら前項までに分類 されないもの	一〇	二二〇	一〇	九〇	一〇	九〇	

(別表 2 略)

N (窒素含有量)

○環境省告示第百三十五号

水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総務省令第二号)第一条の六第三項の規定に基づき、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定め、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成十三年十二月環境省告示第七十五号)は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る C_n 、 C_{n0} 及び C_{ni} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

平成十八年十月十三日 環境大臣 若林 正俊

一 この告示で使用用語は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)で使用用語の例による。

二 水質汚濁防止法施行規則(以下「規則」という)第一条の六第三項の環境大臣が定める業種その他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成五年政令第三百七十一号)別表第二号ハに掲げる水域(以下「大阪湾」という)及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては別表第一、令別表第二第三号に掲げる区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第二のそれとす。工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

三 規則第一條の六第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては別表第一、令別表第二第三号に掲げる区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、 C_n 及び C_{n0} の値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とし、 C_{ni} の値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(ロ)に掲げる値以上(イ)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であつて、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内において C_n 、 C_{n0} 及び C_{ni} の値を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場に

別表第一

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量〔単位：リットルにつき〕 （ミリグラム）				備考
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
二	畜産農業	六〇	二〇〇	六〇	七〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	一五〇	六〇	七〇	
四	非金属鉱業	一〇	一五	一〇	一五	
五	肉製品製造業	二五	五〇	一〇	二五	
六	乳製品製造業	一五	三〇	一〇	一五	
七	畜産食料品製造業 (前二項に掲げるものを除く)	三〇	四〇	一〇	二〇	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
九	寒天製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセイジ製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
一一	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く)	二五	三五	一〇	二〇	
一二	冷凍水産物製造業	二五	五五	一〇	一五	
一三	冷凍水産食品製造業	三〇	五五	一〇	四〇	
一四	水産食料品製造業 (整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む)	二五	五〇	一〇	三〇	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
一六	野菜漬物製造業	一五	二五	一〇	一五	
一七	味そ製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	二五	二〇	一〇	三五	
一九	うま味調味料製造業	二〇	二〇	一〇	二〇	

二〇	ノース製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
二一	食酢製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
二二	砂糖精製業	一五	二五	一〇	一五	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	一五	三〇	一〇	一五	
二四	小麦粉製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
二五	パン製造業	一五	二五	一〇	一五	
二六	生菓子製造業	一五	二五	一〇	一五	
二七	ビスケット類・干菓子製造業	一五	三〇	一〇	一五	
二八	米菓製造業	一五	三〇	一〇	一五	
二九	パン・菓子製造業 (整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く)	一五	三〇	一〇	一五	
三〇	植物油脂製造業	一〇	二〇	一〇	一五	
三一	動物油脂製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
三二	食用油脂加工業	一五	二五	一〇	一五	
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
三四	穀類でんぷん製造業	一五	三〇	一〇	一五	
三五	めん類製造業	一五	三〇	一〇	二〇	
三七	豆腐・油揚製造業	二〇	四〇	一〇	二五	
三八	あん類製造業	一五	二五	一〇	一五	
三九	冷凍調理食品製造業	二〇	三五	一〇	二〇	
四〇	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	二〇	三〇	一〇	一五	
四一	清涼飲料製造業	一五	三〇	一〇	一五	
四二	果実酒製造業	一五	二五	一〇	二〇	
四三	ビール製造業	一五	二五	一〇	一五	

六〇	五九	五八	五七	五五	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四
織維工業で織物手 加工染色整理工程に 係るもの	織維工業で織物機 械染色整理工程に 係るもの	織維工業で毛織物 機械染色整理工程 に係るもの	織維工業で麻製織 工程に係るもの	織維工業(整理番 号五一の項に掲げ るもの及び衣服そ 他の織維製品に 係るものを除く。 以下同じ)で整毛 工程に係るもの	生糸製造業(副産 糸精練業を含む。)	たばこ製造業	有機質肥料製造業	単体飼料製造業	配合飼料製造業	インスタントコー ヒー製造業	蒸留酒・混成酒製 造業	清酒製造業
二〇	一〇	一〇	一五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一五	二〇	一五	一〇
三〇	三〇	二〇	二五	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二五	三〇	二五	二〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	一五	一五	一五	一五	二〇	一五	二〇	二〇	一五	一五	一五	二〇
	〇の(付)あ綿織物 、値及びは、捺染工 八はび(回)は、程に 〇、そ並二、(1) 五、それびに、(2) 五、五とれ(2)す す六(1)											

七七	七六	七五	七一	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一
製紙工業で紙、洋 紙製造業又は板紙 製造業に係るもの	製紙工業で溶解紙 製造業に係るもの	木材薬品処理業	木材製造業(集成材 又はパライクル)	一般製材業又は木 材チップ製造業	織維工業(整理番 号五五の項から前 項に掲げるものを 除く)	織維工業で織維製 衛生材料製造工程 に係るもの	織維工業で上塗り した織物及び防水 工程に係るもの	織維工業でフェル ト製造工程に係る もの	織維工業で不織布 の製造工程に係る もの	織維工業で織維雑 品染色整理工程に 係るもの	織維工業でニッ ト工程(染色整理 工程)に係るもの	織維工業で綿状織 維(糸染色整理工 程)に係るもの
一〇	一〇	二〇	一〇	二〇	一五	二〇	二〇	一五	二〇	二〇	一〇	一五
一五	一五	三〇	二五	三〇	二五	三〇	三〇	二五	三〇	三〇	三〇	二五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	二〇	二五	二〇	一五	一五	一五	二〇	二〇	二〇	一五

一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九七	九六	九五
無機顔料製造業	電炉工業	ソーダ工業	化学肥料製造業 (前二項に掲げるものを除く)	複合肥料製造業	窒素質・りん酸質肥料製造業	製版業	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む)	バルブ製造業又は紙品製造業(整理番号七六の項から前番の項までに掲げるものを除く)	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く)	乾式法による繊維板製造業
二五	一五	一〇	一〇	一五	一五	二〇	二〇	一〇	一五	二〇
四〇	二五	一五	一五	三五	二五	三〇	三〇	一五	二五	三〇
二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三〇	一五	一五	一五	一五	一五	二〇	二五	一五	一五	一五
値あ はつ ては それ ぞれ 第三 工程 の欄 に	黄 鉛 顔 料 製 造 工 程 の 欄 に									
<p>(一) 第一工程の欄に製造するものは、第二工程の欄に製造するものと同様の順序に従う。</p> <p>(二) 第一工程の欄に製造するものは、第二工程の欄に製造するものと同様の順序に従う。</p> <p>(三) 第一工程の欄に製造するものは、第二工程の欄に製造するものと同様の順序に従う。</p> <p>(四) 第一工程の欄に製造するものは、第二工程の欄に製造するものと同様の順序に従う。</p> <p>(五) 第一工程の欄に製造するものは、第二工程の欄に製造するものと同様の順序に従う。</p> <p>(六) 第一工程の欄に製造するものは、第二工程の欄に製造するものと同様の順序に従う。</p> <p>(七) 第一工程の欄に製造するものは、第二工程の欄に製造するものと同様の順序に従う。</p>										

										一〇八
										無機化学工業製品 の製造工程番号 の項から前番の 項までに掲げるも のを除く。
										二〇
										五〇
										一〇
										四〇
四〇 五〇 六〇 とす	四〇 五〇 六〇 とす	四〇 五〇 六〇 とす	四〇 五〇 六〇 とす	四〇 五〇 六〇 とす	四〇 五〇 六〇 とす	四〇 五〇 六〇 とす	四〇 五〇 六〇 とす	四〇 五〇 六〇 とす	四〇 五〇 六〇 とす	七〇 の順序に従い、 四〇、五〇、 六〇、
<p>(一) 第一工程の欄に製造するものは、第二工程の欄に製造するものと同様の順序に従う。</p> <p>(二) 第一工程の欄に製造するものは、第二工程の欄に製造するものと同様の順序に従う。</p> <p>(三) 第一工程の欄に製造するものは、第二工程の欄に製造するものと同様の順序に従う。</p> <p>(四) 第一工程の欄に製造するものは、第二工程の欄に製造するものと同様の順序に従う。</p> <p>(五) 第一工程の欄に製造するものは、第二工程の欄に製造するものと同様の順序に従う。</p> <p>(六) 第一工程の欄に製造するものは、第二工程の欄に製造するものと同様の順序に従う。</p> <p>(七) 第一工程の欄に製造するものは、第二工程の欄に製造するものと同様の順序に従う。</p>										

一七三	一七二	一七〇	一六九	一六八	一六七	一六六	一六五	一六四	一六三	一六二	一六一	一六〇	一五九	一五八	一五七	一五六
高炉による製鉄業	うわ葉製造業	鉱物・土石粉碎等 処理業	砕石製造業	黒鉛電極製造業	セメント製品製造 業(前二項に掲げ るものを除く)	コンクリート製品 製造業	生コンクリート製 造業	ガラス・同製品製 造業(整理番号一 五六の項から前項 までに掲げるもの を除く)	ガラス繊維・同製 品製造業(前項に 掲げるものを除 く)	ガラス繊維(長織 維に限る)・同製 品製造業	卓上用・ちゆう房 用ガラス器具製造 業	理学用・医療用 ガラス器具製造業	ガラス容器製造業	ガラス製加工業 材製造業	板ガラス加工業	板ガラス製造業
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	一五	二五	一五	一五	二〇	一五	一五	二五	二〇	二五	一五	一五	一五	二〇	二〇	二〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	二〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	二〇	一五

(H)
 ○五五三程
 ○〇い欄にコ
 と三三三欄の
 〇〇〇の順は
 四九にれ第工

一八三	一八二	一八一	一八〇	一七九	一七八	一七六	一七五
伸鉄業	鋼管製造業	冷間ロール成型形 鋼製造業	冷間圧延業(整理 番号一八二の項及 び同八三の項に 掲げるものを除 く)	熱間圧延業(整理 番号一八二の項及 び同八三の項に 掲げるものを除 く)	製鋼・製鋼圧延業 (転炉・単独転炉 を含まず)又は電 炉(単独電炉を 含む)によるもの に限る)	高炉によらない製 鉄業(前項に掲げ るものを除く)	フェロアロイ製造 業
一〇	一五	一〇	一〇	一五	一五	一〇	一五
一五	二五	一五	一五	二五	二五	一五	二五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五

(H)
 ○六の値あ工
 五順はつ程
 四にそは有
 ○それす
 〇いれ三第
 〇五五欄の
 と五〇五欄の

一九九	一九八	一九七	一九六	一九五	一九四	一九三	一九二	一九一	一九〇	一八九	一八八	一八七	一八六	一八五	一八四
鉄鋼業(整理番号一七三の項から前項までを掲げるものを除く。)	鉄粉製造業	可鍛鉄製造業	鑄鉄管製造業	鑄鉄鑄物製造業(次項及び整理番号一九七の項に掲げるものを除く。)	鑄鋼製造業	鍛工品製造業	鍛鋼製造業	表面処理鋼材製造業(整理番号一八七の項から前項までを掲げるものを除く。)	めっき鉄鋼線製造業	めっき鋼管製造業	亜鉛鉄板製造業	ブリキ製造業	伸線業	引抜鋼管製造業	磨棒鋼製造業
一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一五	一〇	一〇	一五	一五	一〇	一〇	一五	一五	一〇
二五	一五	一五	一五	一五	二〇	二五	一五	五五	五〇	五〇	一五	一五	四〇	二五	一五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
ステンレス硝酸洗	ステンレス硝酸洗	ステンレス硝酸洗	ステンレス硝酸洗	ステンレス硝酸洗	ステンレス硝酸洗	ステンレス硝酸洗	ステンレス硝酸洗	ステンレス硝酸洗	ステンレス硝酸洗	ステンレス硝酸洗	ステンレス硝酸洗	ステンレス硝酸洗	ステンレス硝酸洗	ステンレス硝酸洗	ステンレス硝酸洗

二〇五	二〇四	二〇三	二〇二	二〇一	二〇〇
電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	プリント回路製造業	一般機械器具製造業	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	電気めっき業	非鉄金属製造業
一五	一五	二〇	一五	二〇	一五
三〇	三〇	三五	四〇	四〇	三五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	二〇	二〇	二五	三〇	一五
半導体素子製造	民生用電気機械器具製造業(器具又はその工程、装置、表面処理施設による表面処理施設を設けるものを除く。)(二)の値は、二〇とする。	アルマイト加工工程(塗料又はその化合物による表面処理施設を設けるものを除く。)(一)の値は、二〇とする。	(一)溶融めっき工程(塗料又はその化合物による表面処理施設を設けるものを除く。)(二)の値は、二〇とする。	窒素又はその化合物による表面処理施設を設けるものを除く。)(一)の値は、二〇とする。	窒素又はその化合物による表面処理施設を設けるものを除く。)(一)の値は、二〇とする。

二二六	産業廃棄物処理業 (前項に掲げるものを除く)	二〇	五〇	一〇	四〇
二二七	死亡獣畜取扱業	二五	三五	一五	二五
二二八	と畜場	二五	六〇	一五	二五
二二九	中央卸売市場	二〇	三〇	一五	二五
二三〇	地方卸売市場	二〇	三〇	一五	二五
二三一	試験研究機関(規則第一条の二各号に掲げるものをいう)	二〇	三五	一〇	二五
二三二	整理番号二の項から前項までに分類されないもの	一〇	六〇	一〇	五〇

(別表 2 略)

P (りん含有量)

○環境省告示第百三十六号

水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年通商産業省令第二号)第一条の七第三項の規定に基づき、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定め、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成十三年十二月環境省告示第七十六号)は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の

設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCp、Cpo及びCpiの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。
平成十八年十月十三日 環境大臣 若林 正俊

りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲
一 この告示で使用する用語は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)で使用する用語の例による。

二、水質汚濁防止法施行規則(以下「規則」という)第一条の七第三項の環境大臣が定める業種その他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という)別表第二号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成五年政令第百七十一号)別表第二号ハに掲げる水域(以下「大阪湾」という)及びこれに流入する公共用水域に排出するものに係るものにあつては別表第一、令別表第二号三に掲げる区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げるとおりとする。この場合において、工場又は事業場に排出する汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

三 規則第一条の七第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二号一及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するものに係るものにあつては別表第一、令別表第二号三に掲げる区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、Cp及びCpoの値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とし、Cpiの値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(ロ)に掲げる値以上(イ)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に排出する汚水又は廃液を処理する事業場に属する場合であつて、当該工場又は事業場に属する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内においてCp、Cpo及びCpiの値を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場につきCp、Cpo及びCpiの値を別に定めるときは、この限りではない。

別表第一

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位:リットルにつき) (ミリグラム)				備考
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
一	畜産農業	八	四〇	八	九	
二	天然ガス鉱業	一	一・五	一	一・五	
三	非金属鉱業	一	二	一	一・五	
四	肉製品製造業	四	一六	一	六	
五	乳製品製造業	五	八・五	一	三・五	
六	畜産食料品製造業 (前二項に掲げるものを除く)	五・五	一一	一	五・五	
七	水産缶詰・瓶詰製造業	三	四	一	一・五	

二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九
米菓製造業	菓子製造業 ビスケット類・干	生菓子製造業	パン製造業	小麦粉製造業	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	砂糖精製業	食酢製造業	ソース製造業	うま味調味料製造業	しょう油・食用アミノ酸製造業	味素製造業	野菜漬物製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	水産食料品製造業 （整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類・干・塩蔵品製造業を含む。）	冷凍水産食品製造業	冷凍水産物製造業	水産練製品製造業 （前項に掲げるものを除く。）	魚肉ハム・ソーセージ製造業	寒天製造業
三	三	三	二	三	三	一・五	三	三	一・五	四	四	二・五	三	三	四	三	三	三	三
七・五	四	七・五	六	七・五	六	五	四・五	六	八	八	七・五	六・五	七・五	八	八	八	七・五	六・五	五・五
一・五	一	一	一	一・五	一・五	一	一・五	一	一	一・五	一・五	一	一	一・五	一	一・五	一	一・五	一・五
四・五	一・五	四	二・五	二・五	三	二	三	二・五	一・五	三	四・五	三	三	四	六	五・五	三・五	三	二・五

五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	
生糸製造業（副産糸精練業を含む。）	たばこ製造業	有機質肥料製造業	単体飼料製造業	配合飼料製造業	インスタントコーヒー製造業	蒸留酒・混成酒製造業	清酒製造業	ビール製造業	果実酒製造業	清涼飲料製造業	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	冷凍調理食品製造業	あん類製造業	豆腐・油揚製造業	めん類製造業	穀類でんぷん製造業	母剤製造業	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	食用油脂加工業	動物油脂製造業	植物油製造業	パン・菓子製造業（整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。）
二	二	一・五	二	二	二・五	二	一・五	三	一・五	二・五	二・五	四	三・五	四	三	三	二	二・五	二	二・五	三	
六	三	三・五	三・五	三・五	三・五	四	四	四	二・五	五・五	七・五	八・五	七・五	七・五	六・五	六・五	三	三・五	六	六	六	六
一	一	一	一	一	一	一	一	一・五	一	一	一	一	一	一	一・五	一	一	一	一	一	一	一・五
四	一・五	一・五	二	二	三	一・五	一・五	二・五	二・五	二	四・五	四・五	四	四・五	二・五	三	一・五	二	四・五	二	二	三
																						米糖を原料として使用するものは、第三欄（イ）及び（ロ）の値は、四（イ）八と

六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五五
の製造工程に係るもの	織維工業で繊維製品を加工するもの	織維工業で繊維製品を加工するもの	織維工業で繊維製品を加工するもの	織維工業で繊維製品を加工するもの	織維工業で繊維製品を加工するもの	織維工業で繊維製品を加工するもの	織維工業で繊維製品を加工するもの	織維工業で繊維製品を加工するもの
一	二	一・五	二	二	二	一	二	二
二	五	四	五	六	五・五	二	四・五	四・五
一	一	一	一	一	一	一	一	一
一・五	三	二	二	四・五	三	一・五	四	一・五

七九	七八	七七	七六	七五	七一	六九	六八	六七	六六	六五
紙製造業に係るもの	紙製造業に係るもの	紙製造業に係るもの	紙製造業に係るもの	紙製造業に係るもの	紙製造業に係るもの	紙製造業に係るもの	紙製造業に係るもの	紙製造業に係るもの	紙製造業に係るもの	紙製造業に係るもの
一	一	一	一	二	一	二	一	二	一	一
一・五	一・五	一・五	一・五	三	一・五	三	三・五	三・五	二	一・五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	三	二	一・五

二三三	二三二	二三〇	二二九	二二八	二二七	二二六	二二五	二二四	二三三
浄化槽に係るもの （し尿を除く）	し尿処理業（し尿 を除く）	ごみ処理業	廃油処理業	産業廃棄物処理業 （前項に掲げるもの を除く）	死亡獣畜取扱業 と畜場	中央卸売市場	地方卸売市場	試験研究機関（規 則第一条の二各号 に掲げるものをい う）	整理番号二の項か ら前項までに分類 されないもの
二	一	一	一	一	二	四	四	一・五	一
八	八	二・五	一・五	三	四	九・五	五	四・五	八
一	一	一	一	一	二	二	一・五	一	一
四	四	一・五	一・五	一・五	三	四・五	四	三	八
するものにあつて は、並びに(1)及び 五、三、五とする。	は、並びに(1)及び 五、三、五とする。	は、並びに(1)及び 五、三、五とする。	は、並びに(1)及び 五、三、五とする。	は、並びに(1)及び 五、三、五とする。	は、並びに(1)及び 五、三、五とする。	は、並びに(1)及び 五、三、五とする。	は、並びに(1)及び 五、三、五とする。	は、並びに(1)及び 五、三、五とする。	は、並びに(1)及び 五、三、五とする。

(別表 2 略)